

## 旅行業法第37条第1項に基づく旅行サービス手配業者の不利益処分の基準

平成30年3月16日制定

旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)に基づく、旅行サービス手配業者に対する不利益処分は、下記に定めるところによる。

### 記

#### 1. 不利益処分の基準について

法第37条第1項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。

#### 2. 不利益処分の軽減について

業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の(1)から(3)の全てに該当する場合には2分の1を超えない範囲で、(1)及び(2)又は(3)に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、(1)のみ又は(2)及び(3)のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、1.の業務の停止の期間を短縮することができる。

- (1) 現に旅行者及び旅行サービス手配業務に関し取引をする者に身体・財産上の被害を与えていないこと
- (2) 過去10年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- (3) 再発防止のための体制を既に構築したと認められること

#### 3. 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた旅行サービス手配業者が、当該不利益処分から5年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2分の3を乗じて得た日数に加重することができること

とする（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

#### 4. 不利益処分の対象となる営業所について

業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行サービス手配業者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科すことができることとする。

#### 5. 登録の取消について

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

#### 6. 不利益処分の一時実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行サービス手配業務に関する契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

(別表)

		根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考) 罰則
登録に関するもの	1	法第23条	登録違反	—	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	2	法第23条、第26条第1項	不正の手段による新規登録	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	3	法第32条	名義貸し、営業の貸渡し等	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	4	法第27条第1項	登録事項変更届未届け等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	5	法第37条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
事業の実施体制に関するもの	6	法第28条第1項又は第2項	旅行サービス手配業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	7	法第28条第1項	旅行サービス手配業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
	8	法第28条第4項	他営業所との管理者兼務	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	9	法第28条第6項	旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	10	法第33条第1項	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
取引行為に係るもの	11	法第30条	契約書面不交付	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	12	法第31条第1項	禁止行為（故意の事実隠蔽、不実告知）	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	13	法第31条第2項	禁止行為（債務履行の不当な遅延）	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	14	法第31条第3項	禁止行為（旅行地で施行されている法令違反行為のあっせん、便宜供与等）	18日間の業務停止	なし

その他	15	法第37条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止 又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
	16	法第36条	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	17	法第70条第1項及び第3項	虚偽報告及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

(注1) 6から10の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数（本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数）に加算する。

14日以内	0日
15日超1ヶ月以内	3日
1ヶ月超6ヶ月以内	5日
6ヶ月超1年以内	10日
1年超	15日

(注2) 14の違反については、違反回数が5回増える毎に2日間を上表の日数（本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数）に加算する。